

○檀家総会で一方的に決議されそうだ

事例

当寺では、檀家総会を開くことが寺院規則に規定されていますが、何を決議するかについては具体的に定められていません。檀家の一部は、檀家総会を開催し、当寺に対する要求を決議しようとの動きを見せています。



住職の希望

- ① 檀家総会の権限を知りたいです
- ② 檀家総会の決議に拘束されたくありません

- ① 寺院規則に檀家総会の招集については規定されていますが、権限については規定されていません。檀家総会の権限はどのようなものか知りたいです。
- ② 檀家総会があるとはいえ、寺の運営の最終決定は、私が持っていたいです。檀家総会の決議に拘束されたくありません。



専門家の回答

- ① 寺院規則の定め方によっては最高意思決定機関となることもあります
- ② 最終事務決定権は責任役員会にあるので拘束されることはありませんが、政治的な問題も生じ得ます

- ① 貴寺の寺院規則の定め方によっては、檀家総会が最高意思決定機関となることもあります。
- ② 宗教法人法では、最終事務決定権はあくまで責任役員会にあるとされていますので、檀家総会の決議に拘束力はありませんが、寺檀紛争の惹起など政治的な問題も生じ得ます。

〈まずはこれをチェック！〉

檀家総会が従前どのように開催されていたか → CHECK 1

寺院規則上の檀家総会の位置付けはどうなっているか → CHECK 2

CHECK 1 檀家総会の従前の運営状況についての確認

貴寺では、檀家総会を開くことが寺院規則に規定されているが、何を決議するかについては具体的に定められていないとのこと。では、従前、檀家総会はどのように運営（開催頻度、招集者、決議内容、檀家総会の出席者等）されていたのでしょうか。檀家総会の従前の運営状況を把握しておくことで、あなたの運営方針とは異なる内容の決議がなされたときに対処しやすくなります。また、今後、檀家総会の権限を明確化するために寺院規則を変更する場合も、檀家総会の従前の運営状況は参考になります。

宗教法人法12条1項6号は、寺院規則に「議決、諮問、監査その他の機関がある場合には、その機関に関する事項」を規定できるとしています。寺院規則において、財産処分・宗派離脱等の重要事項については檀家総会の同意が必要であるとする一方で、代表役員・責任役員の一存だけでは重要事項を決定できないことから、檀家総会は寺院の最高意思決定機関となり得ます。

CHECK 2 寺院規則の確認

宗教法人法には、檀家総会についての規定はありません。宗教法人法は、管理運営機関として代表役員及び責任役員制度を採用しています。代表役員と責任役員によって寺院が運営されていきますが、「規則に別段の定」があるときは、代表役員・責任役員以外の機関がその意思決定に自律的に関与することができます。例えば、一定の財産処分について包括宗教法人の承認を要することとしたり、重要な事項の決定は、諮問機関に諮ることとしたり、他の議決機関の議決を要することとすることができます。

貴寺の寺院規則では、檀家総会についてどのように規定しているのか確認してみてください。

対応方法

(1) 檀家と話し合う

宗教法人法18条4項は、「責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する。」と規定し、宗教法人法19条は、「規則に別段の定がなければ、宗教法人の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その責任役員の議決権は、各々平等とする。」と規定しています。このように、宗教法人法では、宗教法人の事務の決定は、責任役員によって行われることになっていますが、宗教法人ごとの自律性に配慮し、寺院規則に事務の決定について別段の定めを置くことができるとしています。例えば、一定の財産処分について包括宗教法人の承認を要することとしたり、重要事項については、諮問機関に諮ることや他の議決機関の議決を要することとしたり、議決を過半数ではなく3分の2に加重したりすることができます。ただし、「規則に別段の定」をもってしても、責任役員の権限を取り上げて他の機関で代行せしめることはできないと解されています（渡部翁『逐条解説 宗教法人法〔第4次改訂版〕』169頁（ぎょうせい、2009）で引用する行政実例「責任役員による宗教法人事務の決定について」昭38・2・9雑調21 宗教法人「美濃ミッション教団」代表役員宛調査局長回答）。

本事例においては、寺院規則に檀家総会の存在は規定されているものの、その権限については規定されていないとのことです。「規則に別段の定」があるとはいえませんので、檀家総会の決議に拘束力はありません。檀家総会の決議に関係なく、責任役員会の決議で貴寺の事務を決定することができます。

檀家総会の決議に拘束力がないとしても、檀家の代表である檀家総会の決議をないがしろにして事務を進めていくと寺檀紛争に発展しかねません。そこで、檀家総会と責任役員会との意見が相違しそうなおそれがあった場合、あなたとしては、あらかじめ檀家と、檀家総会の決議に寺院規則上の拘束力がないことを前提に、檀家総会の開催頻度、檀家総会の招集権者、決議事項、決議を寺としてどの程度尊重するのかについて話し合っておくとよいでしょう。

(2) 寺院規則を変更する

現状では、寺院規則には檀家総会の規定はあるものの、その権限については規定されていないとのことです。そのような檀家総会の意義について曖昧な状態では、檀家

総会の決議の効力をめぐって紛争が生じかねません。そこで、寺院規則を変更して、檀家総会の権限について、あらかじめ規定しておくことも検討しましょう。

なお、檀家総会にどの程度権限を持たせるかどうかの判断に当たっては、宗教法人の歴史的な性格や信者の位置付けを考慮しましょう。

次の書式は、檀家総会に諮問機関としての位置付けを与えることを内容とする寺院規則となっています。

○寺院規則（抜粋）

寺院規則

（檀家総会）

- 第〇条 檀家は、檀家総会を組織し、責任役員会の諮問に応じ、その意見を答申する。
- 2 檀家総会は、この法人の目的達成、維持興隆に関する事項について意見を述べることができる。
 - 3 檀家総会は、代表役員が招集する。ただし、檀家の定数の過半数から招集を請求されたときは、代表役員は、速やかに招集しなければならない。
 - 4 檀家総会の議事は、この規則に別段の定がある場合を除くほか、檀家の定数の過半数で決する。
 - 5 檀家総会の会議に当たっては、議事録を作成しておくものとする。

知っておきたい法律知識

◆権利能力なき社団とは？

権利能力なき社団とは、実質的には社団法人と同様の実態を持ちながら法人格のない団体のことをいいます。例えば、同窓会や町内会、同好会などです。護持会や檀信徒協議会なども権利能力なき社団に当たり得ます。権利能力なき社団は、財産は全構成員の総有となり、各構成員は払戻しを求めることはできません。また、権利能力なき社団がその名義で負う債務については、構成員各自が個人的に責任を負うことはありません。このように、権利能力なき社団は、構成員の固有の財産から独立して積極財産及び消極財産の主体となり得ます。つまり、権利能力なき社団は、法人格はない

ものの、実際は法人格があるかのように扱われます。権利能力なき社団として認められるためには、①団体としての組織があること、②多数決の原則により内部の意思決定が行われること、③構成員の変更にもかかわらず団体が存続すること、④代表の方法や総会の運営、財産管理など団体としての主要な点が確定していることが必要です（最判昭39・10・15判時393・28）。檀家総会も上記の4要件を満たしていれば、権利能力なき社団に該当します。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行により、法人設立が容易になったため、権利能力なき社団の該当性が問題となってくる事案は少なくなってきましたが、依然として重要な法概念です。

◆機関とは？

機関とは、一般社団法人の理事や社員総会、株式会社の代表取締役や株主総会などのように、法人の意思決定をなし、あるいはその行為を執行ないし補助することで、法人を代表する者をいいます（高橋和之ほか『法律学小辞典〔第5版〕』180頁（有斐閣、2016））。一般的には、機関は、組織・機構のことを指して用いられる場合が多いですが、法律用語としての機関は、法人や団体などの意思を決定したり、代表したりする者を意味します。檀家総会も寺院規則上、財産処分の同意権等が規定されていたときは機関となります。宗教法人では、代表役員や責任役員が機関に当たります。機関として法人を代表する際は、個人の行為と区別するため、「宗教法人「〇〇寺」代表役員〇〇〇〇」というように、法人名と機関名を肩書きとして付します。

◆議事録の作成方法は？

議事録とは、会議や打合せの内容、経過や結論などを記録し、それを伝えるための文書のことをいいます。会議の内容や情報を共有化するためにも、法人の意思決定を明確化するためにも、法人の運営に当たって議事録は重要な役割を果たします。また、代表役員の変更登記などの際には、必要書類として添付を求められます。

議事録に盛り込むべき事項は、①日時、②場所、③定数、④出席者、⑤議題、⑥議事の経過の要領及びその結果などです。そして、末尾には日付と出席者の署名捺印を記載しておきましょう。

参考となる事例

【訴訟提起において内部手続が取られていないことが問題となった事例】

- 代表役員が事務の決定に基づいて代表行為をしなければならないというのは、寺院内部の関係においてのことであって、代表役員がこの事務の決定に基づかないで、代表行為をしたとしても、その代表役員の職務行為は別として、外部的には、代表行為自体は何らその効力を左右されるものではないと解するから、寺院の代表役員が、訴訟提起に当たって、責任役員の承認を得なかったとしても、訴えの提起は適法であると判断した事例（大阪高判昭53・9・14判タ371・89）

【責任役員又は責任役員代務者と称して宗教法人の運営に関わってきた檀信徒が責任役員及び代表役員を選定するための檀家総会を招集することが許されるとされた事例】

- （寺院には代表役員も責任役員も欠いている状況を踏まえ）責任役員及び代表役員を宗教法人の必要的機関としている法の趣旨及び寺院の運営に檀信徒の意思を直接反映させようとして責任役員及び代表役員を選定する権限を檀家総会に与えた寺院規則の趣旨に鑑み、責任役員又は責任役員代務者と称して宗教法人の運営に関わってきた者に檀家総会の招集権を認めた事例（最判平17・11・8判時1915・19）

（本間 久雄）